

敦賀港事故防止連絡協議会規約

(目的)

- 第1条 敦賀港及びその周辺区域において、船舶及び海洋施設等の事故、大規模海難、海洋の汚染その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に適切な処置又は予防措置を講じ、もって官民一体となって事故防止の整備促進を図ることを目的とする。
- 2 この協議会は、大量の油又は有害液体物質の排出があった場合の防除活動に関しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として活動する。
- 3 前項の活動を行う場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第1項の規定に基づく福井・京都・兵庫北海域排出油等防除協議会に参画する。

(名称および事務局)

- 第2条 本会の名称を、敦賀港事故防止連絡協議会と称し、事務局を敦賀海上保安部に置く。

(事業)

- 第3条 本会は、敦賀港及びその周辺区域の安全を確保するため、協力して次に掲げる事項を行う。
- (1) 事故防止の計画及び実施
 - (2) 必要な資材、器具等の整備促進
 - (3) 事故対策の技術的調査研究及び訓練
 - (4) 事故発生時における処理

(関係機関との協力)

- 第4条 本会の目的を達成するため、福井県防災会議及び敦賀市防災会議の協力を求めるとともに、関係官署は必要な事項につき、それぞれ相互に協定を締結するものとする。
- 2 本会は、防災会議その他関係機関の諮問に対し協力するものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

- 第5条 本会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、敦賀港及びその周辺海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(会員)

第6条 本会は、敦賀港に関係ある地方自治体及び関係官署並びに民間事業団体（個人及び法人）をもって構成する。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名
副会長 2名
理 事 若干名

2 会長、副会長は会員から選出し、理事は会長が委嘱する。

3 役員任期は2年とする。

ただし、留任は妨げない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表するとともに会務を統括し、会議の議長となる。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

2 理事会は、役員をもって構成し、本会の運営に当たる。

(定例理事会)

第9条 理事会の定例会議は、年1回これを開き、第3条の事業のほか、次の事項を協議決定する。

(1) 前年度の実施結果及び次年度の実施計画に関する事項

(2) 港内及び港の施設の安全確保に関する事項

(3) 本規約の改正

(4) その他、本会の目的達成に必要な事項

(臨時会議)

第10条 会長は必要に応じ、役員及び会員を招集し、臨時の会議を開催することができる。

(委員会)

第11条 本会に次の専門委員会を置く。

- (1) 排出油等防除委員会
- (2) 台風、津波等対策委員会
- (3) その他、本会が必要と認める委員会

(運営費)

第12条 本会の運営については、海上保安協会敦賀支部、地域防災会議、本会に直接関係ある団体又は企業体等の援助を仰ぐとともに、その都度協議して定めるものとする。

附則

この規約は、昭和47年3月15日から施行する。

附則

この規約は、昭和50年3月14日から施行する。

附則

この規約は、昭和57年8月4日から施行する。

附則

この規約は、平成8年2月14日から施行する。

附則

この規約は、平成11年5月7日から施行する。

附則

この規約は、平成17年2月28日から施行する。

附則

この規約は、平成19年3月6日から施行する。

附則

この規約は、平成20年3月5日から施行する。

附則

この規約は、平成22年5月20日から施行する。